

テレワーク及びクラウドサービス導入・定着支援補助業務 に係るプロポーザル説明書

1 目的

テレワークやクラウドサービスを導入する企業に対して、技術面での助言・提案、補助金等制度の紹介等を行うことで、柔軟な働き方の円滑な導入を支援し、人材の確保・定着を図る。また、D Xのファーストステップとして必要となるクラウドサービスの迅速かつ全社的な導入補助及び導入企業への訪問により定着を支援する。

2 業務の概要

- (1)業 務 名 テレワーク及びクラウドサービス導入・定着支援補助業務
- (2)業務内容 別添業務委託仕様書のとおり
- (3)契約金額 人材確保・定着推進事業（テレワーク等導入・定着支援）実施業務
14,300,000円（税込、上限額）
クラウドサービス導入・定着支援及び導入支援補助金申請等に係る業務
102,500,000円（税込、上限額）
- (4)契約期間 契約締結の日の翌日から令和4年2月28日まで

3 参加資格

この手続きに参加できる者は、次の掲げる要件に該当する者とする。

- (1)令和3年5月20日時点において、「山口県業務委託に係る競争入札参加資格者名簿」の、「大分類6（コンピューターサービス）・小分類1（システムの設計・開発）及び小分類2（システムの保守・維持・運用管理）」に掲載又は申請中のこと。
- (2)山口県内に本社もしくは主たる事業所を有すること。
- (3)以下の①から⑦までの要件を全て満たす企業又は団体であること。
 - ①県内IT企業と全県的なネットワークを有していること。
 - ②県内IT企業の基盤整備と情報化促進に取り組んでおり、地域社会の発展に貢献していること。
 - ③県内全域の中小企業についてサポートできること。
 - ④企業のニーズに対する最適なクラウドサービスについて提案できること。
 - ⑤提案するクラウドサービスはメーカー等にこだわらず、様々なクラウドサービスについて提案できること。
 - ⑥補助金等の交付事務について円滑に実施できること。
 - ⑦これまでの事業の実施状況を踏まえ、やまぐち産業振興財団と一体となって当業務を行えること。

4 手 続 等

この手続きに関する事項は、下記のとおり。

- (1) 担当窓口

〒753-0077 山口市熊野町1-10 NPYビル10階

公益財団法人 やまぐち産業振興財団 担当：藤山、濱中

E-mail：tatsuo@ymg-ssz.jp TEL：083-922-3700 FAX：083-921-2013

(2) 質問の受付及び回答

関係書類に関する疑義については、質問書（様式1）により随時受け付ける。

ア 提出方法 郵送又はFAX、メールにより、上記(1)まで提出する。

イ 提出期限 令和3年5月19日（水）17時まで

ウ 質問に対する回答は、参加表明書提出者全員に5月20日（木）までにFAX又はメールにて送付。

(3) 参加表明書の提出

この手続きに参加される方は、令和3年5月21日（金）17時までに参加表明書（様式2）により、郵送又はFAX、メールにより、上記(1)まで提出すること。

(4) 提案書の提出

ア 提出書類 ①企画書（様式任意）

※企画書には以下の点に関する提案を必ず記載すること。

・ 県内企業への当制度についての周知方法やテレワーク及びクラウドサービス導入定着支援や補助金業務等についての具体的な支援方法

・ 提案できるクラウドサービスについて

・ 委託事業全体の管理運営及び推進体制

②見積書（見積明細書を添付すること）

③会社概要（パンフレットでも可）

イ 提出部数 6部

ウ 提出方法 持参又は郵送により、上記(1)まで提出する。

エ 提出期限 令和3年5月26日（水）17時まで

オ 費用負担 提案書の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。

5 ヒアリング

提案者に対するヒアリングを令和3年6月上旬に予定。

（提案者からのプレゼンテーション（15分程度）、質疑（10分程度））

6 審査委員会

プロポーザルの特定に係る審査は、テレワーク及びクラウドサービス導入・定着支援及び導入支援補助業務プロポーザル審査委員会において、審査基準に基づき行う。

7 提案者の審査及び委託候補者の特定

(1) 提案書の審査は、次に定める評価項目について審査し、最高得点者を候補者として特定し、契約交渉をする。

(2) 評価項目、配点

評価項目	配点
支援内容等について (1) テレワーク及びクラウドサービス導入定着支援や補助金業務等 についての具体的な支援方法	40点

(2) 県内企業への当制度についての周知方法 (3) 提案のできるクラウドサービスについて	
委託事業全体の管理運営及び推進体制について 業務の運営等に支障がない体制となっているか	10 点
合 計	50 点

8 契約の締結

ヒアリングを実施した者の中から、最優秀提案者を特定し、契約交渉を行う。
契約交渉が成立しない場合は、次点の者と契約交渉を行う。